

島根県島根海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第1号	美保関大敷網漁業株式会社	松江市美保関町美保関 早見ヶ鼻地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分35.8秒 東経133度18分25.2秒 イ 北緯35度34分31.3秒 東経133度18分40.2秒 ウ 北緯35度34分56.5秒 東経133度18分54.5秒 エ 北緯35度34分58.5秒 東経133度18分24.1秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第101号 松江市美保関町美保関早見ヶ鼻北端 ア 基点第101号から315度70メートルの点 イ アの点から110度400メートルの点 ウ 基点第101号から45度970メートルの点 エ 基点第101号から354度750メートルの点	定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第2号	七類定置網漁業株式会社	松江市美保関町七類九島高西ノ浜地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分57.9秒 東経133度14分26.5秒 イ 北緯35度35分25.9秒 東経133度14分39.0秒 ウ 北緯35度35分20.2秒 東経133度14分3.8秒 エ 北緯35度34分55.9秒 東経133度14分19.5秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第102号 松江市美保関町七類九島高西の鼻に設置した標柱 ア 基点第102号から13度30メートルの点 イ 基点第102号から20度950メートルの点 ウ 基点第102号から322度910メートルの点 エ 基点第102号から260度170メートルの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第3号	株式会社片江定置	松江市美保関町片江大崎鼻地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分46.0秒 東経133度11分22.5秒 イ 北緯35度35分7.5秒 東経133度11分34.5秒 ウ 北緯35度35分7.2秒 東経133度11分4.4秒 エ 北緯35度34分46.0秒 東経133度11分16.4秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第103号 松江市美保関町片江宮磯の鼻に設置した標柱 ア 基点第103号から0度50メートルの点 イ 基点第103号から23度770メートルの点 ウ 基点第103号から327度835メートルの点 エ 基点第103号から288度160メートルの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第4号	笠浦大敷網漁業株式会社	松江市美保関町笠浦津ノ和鼻地先	次の基点第104号、ア、イ、ウ及び基点第104号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第104号 北緯35度34分45.1秒 東経133度8分27.6秒 ア 北緯35度34分38.6秒 東経133度8分32.1秒 イ 北緯35度34分56.0秒 東経133度9分17.5秒 ウ 北緯35度35分11.2秒 東経133度9分5.6秒	次の基点第104号、ア、イ、ウ及び基点第104号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第104号 松江市美保関町笠浦津ノ和鼻東端に設置した標柱 ア 基点第104号から150度30分230メートルの点 イ 基点第104号から75度1,300メートルの点 ウ 基点第104号から50度1,250メートルの点	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第5号	有限会社野井定置漁業	松江市島根町野井築島地先	次の基点第105号、ア、イ及び基点第105号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第105号 北緯35度35分42.0秒 東経133度7分40.4秒 ア 北緯35度35分30.7秒 東経133度7分48.4秒 イ 北緯35度35分40.3秒 東経133度7分56.3秒	次の基点第105号、ア、イ及び基点第105号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第105号 松江市島根町野井築島地先梶島洞窟南口西側に設置した標柱 ア 基点第105号から150度405メートルの点 イ 基点第105号から97度30分405メートルの点	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第6号	有限会社野井定置漁業	松江市島根町野井築島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度35分30.7秒 東経133度7分48.4秒 イ 北緯35度35分31.3秒 東経133度7分55.9秒 ウ 北緯35度35分44.3秒 東経133度8分11.2秒 エ 北緯35度35分51.2秒 東経133度7分56.1秒 オ 北緯35度35分48.2秒 東経133度7分52.0秒 カ 北緯35度35分40.3秒 東経133度7分56.3秒	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第105号 松江市島根町野井築島地先梶島洞窟南口西側に設置した標柱 ア 基点第105号から150度405メートルの点 イ 基点第105号から130度20分510メートルの点 ウ 基点第105号から85度780メートルの点 エ 基点第105号から52度30分500メートルの点 オ 基点第105号から57度350メートルの点 カ 基点第105号から97度30分405メートルの点	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
定第7号	株式会社多古定置網	松江市島根町多古、多古鼻地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度35分54.1秒 東経133度5分6.8秒 イ 北緯35度35分53.6秒 東経133度4分33.7秒 ウ 北緯35度35分37.4秒 東経133度4分40.5秒 エ 北緯35度35分53.2秒 東経133度5分7.2秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第106号 松江市島根町多古ミウタン鼻に設置した標柱 ア 基点第106号から257度30分70メートルの点 イ 基点第106号から268度900メートルの点 ウ 基点第106号から234度900メートルの点 エ 基点第106号から234度70メートルの点	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第8号	有限会社小川漁業	松江市島根町加賀馬島地先	次の基点第107号、ア、イ、ウ及び基点第107号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第107号 北緯35度34分14.7秒 東経133度2分36.6秒 ア 北緯35度34分36.7秒 東経133度2分24.0秒 イ 北緯35度34分18.9秒 東経133度2分7.2秒 ウ 北緯35度34分11.8秒 東経133度2分34.6秒	次の基点第107号、ア、イ、ウ及び基点第107号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第107号 松江市島根町加賀馬島西ノ鼻に設置した標柱 ア 基点第107号から335度750メートルの点 イ 基点第107号から280度750メートルの点 ウ 基点第107号から210度100メートルの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第9号	御津大敷網組合	松江市鹿島町御津地先	次の基点第108号、ア、イ、ウ及び基点第108号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第108号 北緯35度33分10.3秒 東経133度1分34.9秒 ア 北緯35度33分39.9秒 東経133度1分10.4秒 イ 北緯35度33分26.0秒 東経133度0分49.5秒 ウ 北緯35度33分0.6秒 東経133度1分24.2秒	次の基点第108号、ア、イ、ウ及び基点第108号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第108号 松江市鹿島町御津鼻島に設置した標柱 ア 基点第108号から326度1,100メートルの点 イ 基点第108号から293度1,240メートルの点 ウ 基点第108号から222度400メートルの点	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第10号	有限会社平木屋	松江市鹿島町手結ネタキ鼻地先	次の基点第109号、ア、イ、ウ、エ及び基点第109号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第109号 北緯35度32分40.5秒 東経132度58分16.8秒 ア 北緯35度32分44.4秒 東経132度58分29.9秒 イ 北緯35度33分6.7秒 東経132度58分27.8秒 ウ 北緯35度32分58.9秒 東経132度58分3.8秒 エ 北緯35度32分39.7秒 東経132度58分11.3秒	次の基点第109号、ア、イ、ウ、エ及び基点第109号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第109号 松江市鹿島町手結ネタキ鼻北端に設置した標柱 ア 基点第109号から70度350メートルの点 イ 基点第109号から19度850メートルの点 ウ 基点第109号から330度650メートルの点 エ 基点第109号から260度140メートルの点	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第11号	有限会社平木屋	出雲市美保町地先	次の基点第110号、ア、イ及び基点第110号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第110号 北緯35度29分3.2秒 東経132度47分48.9秒 ア 北緯35度29分35.3秒 東経132度47分42.7秒 イ 北緯35度29分32.5秒 東経132度47分23.9秒	次の基点第110号、ア、イ及び基点第110号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第110号 出雲市美保町天狗島に設置した標柱 ア 基点第110号から351度1,000メートルの点 イ 基点第110号から325度1,100メートルの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第12号	有限会社塩津定置	出雲市塩津町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度28分51.9秒 東経132度46分14.3秒 イ 北緯35度29分25.8秒 東経132度46分25.5秒 ウ 北緯35度29分19.7秒 東経132度45分58.6秒 エ 北緯35度28分47.4秒 東経132度46分3.5秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第111号 出雲市塩津町、船守神社裏通称青石に設置した標柱 ア 基点第111号から280度395メートルの点 イ 基点第111号から354度30分1,115メートルの点 ウ 基点第111号から319度40分1,210メートルの点 エ 基点第111号から264度663メートルの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第13号	株式会社十六島大敷	出雲市十六島町水尻地先	次の基点第112号、ア、イ、ウ、エ及び基点第112号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第112号 北緯35度28分3.0秒 東経132度43分51.0秒 ア 北緯35度28分6.0秒 東経132度43分34.0秒 イ 北緯35度28分3.0秒 東経132度43分25.0秒 ウ 北緯35度27分46.0秒 東経132度43分38.0秒 エ 北緯35度27分58.0秒 東経132度43分55.0秒	次の基点第112号、ア、イ、ウ、エ及び基点第112号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第112号 出雲市十六島町水尻地先サカヤ島に設置した標柱 ア 基点第112号から279度450メートルの点 イ 基点第112号から269度600メートルの点 ウ 基点第112号から210度600メートルの点 エ 基点第112号から160度200メートルの点	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第14号	株式会社大社大敷	出雲市大社町杵築西浜 原地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度22分47.7秒 東経132度39分18.9秒 イ 北緯35度22分52.4秒 東経132度38分56.7秒 ウ 北緯35度22分56.6秒 東経132度38分31.0秒 エ 北緯35度22分46.9秒 東経132度38分29.0秒 オ 北緯35度22分43.7秒 東経132度38分53.3秒	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第113号 出雲市大社町杵築北、大社漁港沖防波堤先端 ア 基点第113号から196度2.463メートルの点 イ 基点第113号から209度2.544メートルの点 ウ 基点第113号から222度2.818メートルの点 エ 基点第113号から219度3.075メートルの点 オ 基点第113号から208度2.818メートルの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第15号	多伎町海洋観光開発株式会社	出雲市多伎町小田小田 西地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度18分23.7秒 東経132度36分15.6秒 イ 北緯35度19分6.2秒 東経132度35分42.7秒 ウ 北緯35度18分39.4秒 東経132度35分18.6秒 エ 北緯35度18分8.2秒 東経132度35分56.3秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第114号 出雲市多伎町小田小田西、小田漁港西防波堤の港内灯 ア 基点第114号から4度3.080メートルの点 イ 基点第114号から352度4.425メートルの点 ウ 基点第114号から341度3.760メートルの点 エ 基点第114号から354度2.610メートルの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第16号	株式会社多古定置網	松江市島根町多古、多古鼻地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度36分00.9秒 東経133度3分57.3秒 イ 北緯35度36分21.8秒 東経133度4分21.7秒 ウ 北緯35度35分31.8秒 東経133度4分42.7秒 エ 北緯35度35分30.3秒 東経133度4分41.0秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和7年7月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第31号	株式会社温泉津定置	大田市温泉津町湯里地 先	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度7分20秒 東経132度21分52.0秒 イ 北緯35度7分43秒 東経132度21分27.5秒 ウ 北緯35度7分31秒 東経132度21分16.5秒	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第131号 大田市温泉津町湯里大津ヶ崎北端に設置した標柱 ア 基点第131号から320度30メートルの点 イ 基点第131号から320度1,000メートルの点 ウ 基点第131号から293度30分1,000メートルの点	定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第32号	真和漁業生産組合	江津市嘉久志町地先	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度0分35.7秒 東経132度12分6.1秒 イ 北緯35度1分30.1秒 東経132度11分45.4秒 ウ 北緯35度1分1.5秒 東経132度11分8.7秒	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第132号 江津市嘉久志町新川河口左岸護岸東端に設置した標柱 ア 基点第132号から308度300メートルの点 イ アから337度1,750メートルの点 ウ アから300度1,750メートルの点	定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第33号	石川英夫 外1名	浜田市外ノ浦町地先	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯34度55分5.9秒 東経132度4分21.6秒 イ 北緯34度55分20.6秒 東経132度3分51.9秒 ウ 北緯34度55分37.7秒 東経132度4分12.7秒	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第133号 浜田市外ノ浦町大桂島西側に設置した標柱 ア 基点第133号から190度120メートルの点 イ 基点第133号から293度30分845メートルの点 ウ 基点第133号から344度900メートルの点	定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
定第34号	大一水産有限会社	益田市高津町地先	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯34度41分40.8秒 東経131度47分11.5秒 イ 北緯34度42分39.6秒 東経131度47分52.9秒 ウ 北緯34度42分32.0秒 東経131度47分6.0秒	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第134号 益田市高津町、春日神社島居中央 ア 基点第134号から8度30分1,150メートルの点 イ 基点第134号から22度3,000メートルの点 ウ 基点第134号から1度2,570メートルの点	定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。